

各書類の「職員区分コード」「組合員証記号・番号」欄について

- 「組合員資格取得届書」等の「氏名コード」欄及び「職員区分コード」欄は、個人を識別するために必要な番号となりますので、必ず記載してください。

なお、「職員区分コード」は、組合員証の「記号」のことを言います。職員区分によって番号が違いますので、下表のとおり記載してください。

- 各種申請書の「記号」欄及び「番号」欄に記載がない場合は、個人を識別するのに時間を要するため、審査に時間がかかります。必ず記載をしてください。

特に、「給付金振込口座申請書」の「記号」欄及び「番号」欄に記載がない場合、速やかな口座登録ができません。口座登録が完了しなければ給付金を支払うことができないため、必ず記載してください。

1 組合員証の記号について

組合員証の記号は、下表のとおり所属所等により異なります。

所属所	職員区分コード（組合員証の「記号」）			
	常勤職員	再任用職員	臨時的任用職員	会計年度任用職員 非常勤嘱託員
市長部局	101	201	301	401
教育委員会			307	407
交通局	102	202	302	402
上下水道局	103	203	303	403
消防局	104	204	304	404
市立病院	105	205	305	405
産技研	106	206	306	406
澱側右岸 水防事務組合	—	—	—	408

2 組合員証の番号について

組合員証の番号は、氏名コードとなります。

組合員証の「番号」
氏名コード